

北海道釧路町基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

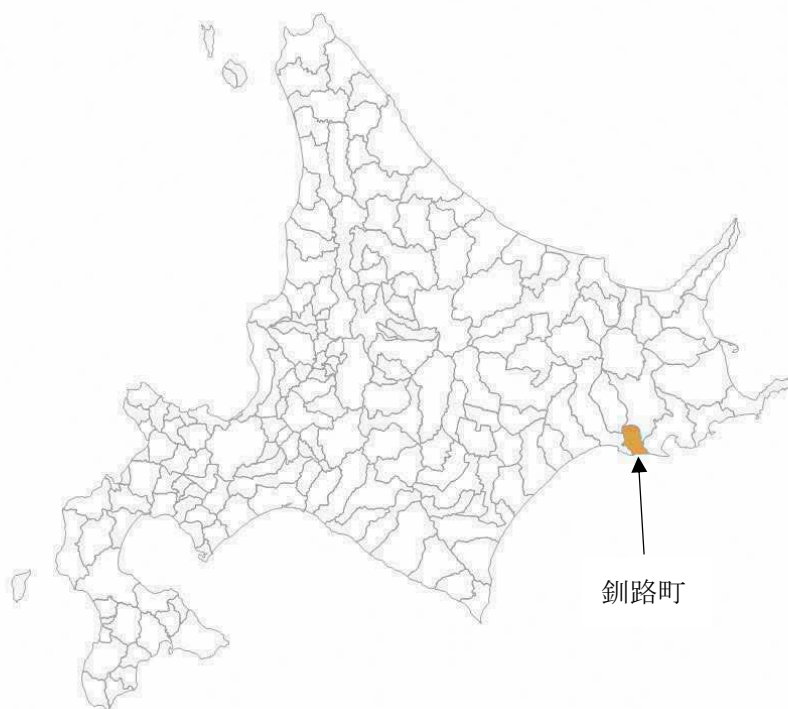
設定する区域は、令和6年3月1日現在における北海道釧路町の行政区域（図表-1、図表-2）とする。概ねの面積は25,415haである。

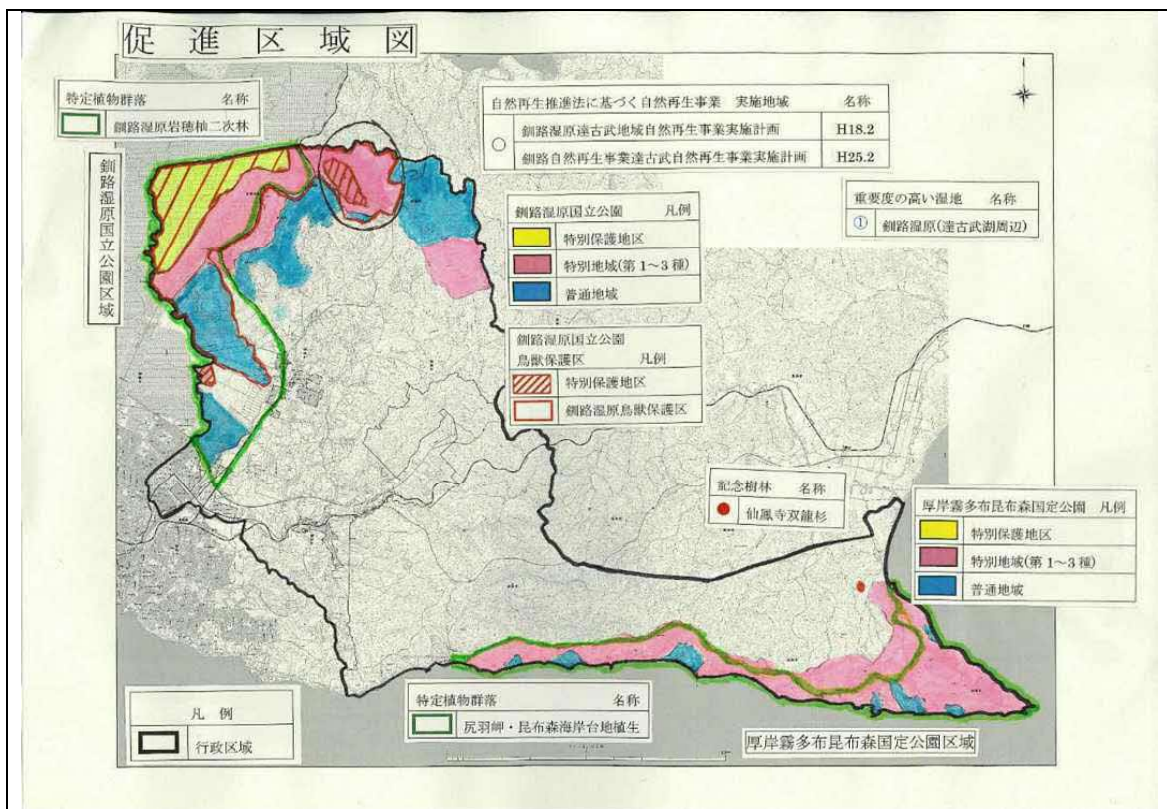
ただし、釧路湿原国立公園のうち特別保護地区及び特別地域（第1種、第2種、第3種）、厚岸霧多布昆布森国定公園のうち特別保護地区及び特別地域（第1種、第2種、第3種）、釧路湿原鳥獣保護区のうち特別保護地区（釧路湿原特別保護地区）、北海道自然環境保全条例に規定する学術自然保護地区及び記念樹木の所在地は除外する。

本促進区域には、自然公園法に規定する国立・国定公園区域（釧路湿原国立公園のうち普通地域、厚岸霧多布昆布森国定公園のうち普通地域）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区（釧路湿原鳥獣保護区のうち特別保護地区以外）、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等を含むため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、自然公園法に規定する都道府県立自然公園、シギ・チドリ類渡来湿地は、本促進区域には存在しない。

図表-1 釧路町の位置図





図表-2 釧路町の行政区域及び促進区域図

(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

（地理的条件）

（ア）地理

釧路町は北海道の南東部に位置し、東西 31.5km、南北 20.4km の広さで、東は厚岸町、西は釧路市に接している。南は太平洋に面して 3 つの漁港を有しており、また、厚岸霧多布昆布森国立公園を主とする豊かな自然が広がっている。北は標茶町に接し、北部の平地には釧路湿原国立公園があり自然景観の眺望に恵まれた地域であるとともに、湿原を見下ろす丘陵地には農業地帯が形成されている。

（イ）気候

年間を通じて冷涼であり、気象庁によると令和 5 年の年間日照時間は 2,145 時間と長く、月平均日照時間は 178 時間となっている。海霧のため特に 6 月から 8 月には日照時間が月平均 142 時間と短い、秋から冬にかけては日照時間が多く晴天が続き、年間を通じての日照時間は長いという特徴がある。また、年間降水量、積雪量は少ない気候条件にある。

（インフラの整備状況）

（ア）道路

一般国道（以下、「国道」という。）44 号が当町の市街地を横断する。同路線は釧路空港

や重要港湾釧路港を有する釧路市と当町を結ぶ幹線道路であり、物流や交流人口の移動のほか町民生活にとっても極めて重要な道路である。他には国道 391 号が当町と網走市（約 3 時間）を、国道 272 号が当町と標津町（約 2 時間）を結んでいる。

また、道内の主要都市である札幌市には、釧路外環状道路（釧路東 IC 又は釧路別保 IC）及び国道 240 号を経由して、北海道横断自動車道（阿寒 IC）を利用すると約 4 時間 30 分で移動可能である。平成 31 年に釧路外環状道路が全線開通して混雑する市街地を通らず円滑に移動することが可能となっており、加えて令和 6 年度には北海道横断自動車道の延伸（阿寒 IC—釧路西 IC）が予定され、更なる利便性の向上が見込まれている。

（イ）鉄道

北海道旅客鉄道根室本線別保駅、同釧網線の遠矢駅、釧路湿原駅、細岡駅が釧路駅に接続しており、釧路駅から札幌駅まで約 4 時間で移動可能である。また、根室本線（花咲線）は根室駅に、釧網線は網走駅にも接続している。

（ウ）空港

当町市街地から車で約 30 分の位置に釧路空港がある。同空港は、「ILS システム CAT-Ⅲ b」にて運用しており、このシステムに対応している中型機・大型機は濃霧や悪天候時でも安全な離着陸が可能となっている。東京国際空港（羽田空港）や新千歳空港・札幌丘珠空港と 1 日 13 往復が運航されている。

（エ）漁港、港湾

第 2 種昆布森漁港のほか第 1 種に老若舞漁港・仙鳳趾漁港と 3 つの漁港を有しており、屋根付き岸壁の整備等の衛生管理型漁港整備による水産物の高付加価値化の推進を実施している。また、釧路市が有する重要港湾釧路港は、日本有数の食糧基地であるひがし北海道地域の流通拠点港として、地域の暮らしと産業の両面において重要な役割を果たしている。

（産業構造）

釧路町の産業は、恵まれた自然環境を生かした農業、林業、漁業の第 1 次産業と建設業、製造業などの第 2 次産業、卸売業・小売業などの第 3 次産業があり、なかでも第 2 次産業である建設業、製造業が盛んである。（図表-1）主な産業構造は、以下のとおりである。

（ア）漁業

釧路町ではカキ・昆布・トキシラズ・ウニなど約 30 種の水産物が水揚げされる。令和 4 年の漁獲量は 3,508 t、金額にして約 23.8 億円（昆布森漁業協同組合調べ）であり、その優良な品質は昆布森産ブランドとして全国で親しまれ、基幹産業としてまちの発展に大きく寄与し、地域経済を牽引してきた。しかし、近年の海洋環境の変化に伴う資源減少による不漁や漁業従事者の減少・高齢化などに加え、令和 3 年に発生した赤潮被害の影響により、特にウニについては約 9 割が死んでしまう甚大な被害を受けるなど、漁業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。こうした中、仙鳳趾産カキの養殖の振興のほか、種苗放流（サケ・ウニ）や中間育成（サケ）、底質改善（雑草駆除）（昆布）など水産資源の継続

的な利用を図る取組みを実施している。

(イ) 農業

野菜栽培や畜産が営まれており、野菜栽培は大根・白かぶ・人参などが生産され、畜産は小規模であるが乳牛・肉牛が飼養されている。令和4年の農作物収穫量は3,603t、金額にして約46.5億円となっている（釧路町野菜生産出荷協議会）。農業を取り巻く情勢は、経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）、さらにはTPP（環太平洋パートナーシップ）協定や地域的な包括的経済連携（RCEP）協定などの経済の国際化の影響が大きく、各交渉締結に伴う先行きの不安や競争激化による更なる担い手の減少等が懸念されるが、当町は新規就農者の受入れ態勢の整備、農業生産基盤の強化による生産性の向上及び経営の安定化を図っている。

(ウ) 林業

釧路湿原国立公園・厚岸霧多布昆布森国定公園の2つの豊かで広大な自然公園を有している等、森林面積は町面積の約7割を占めている。これらの森林は、木材生産による経済的機能に加え、国土の保全・生物多様性の保全・地球温暖化の防止など多岐にわたる公益的機能を有している。昭和41年に釧路港水面貯木場が建設されたことに始まり、現在においても町内には優れた技術を持つ木材加工業者が多く経営を営んでおり、林業・加工業・流通業など川上から川下に至る様々な企業が立地していることから、その優位性を活かした適正な森林管理と林業の活性化、森林資源の活用による産業振興を進めている。

(エ) 商業

卸売業・小売業を中心として発展を遂げてきた。特に釧路市に隣接するセチリ太地区は商業施設の進出が相次ぎ、ひがし北海道※でも有数の商業ゾーンが形成される等非常に利便性の高い地区となっている。町内の人口及び事業所の約6割が同地区に集中しており、広く道東の消費を牽引する地区であるとともに、企業の活力が十分に活用されている地区でもある。

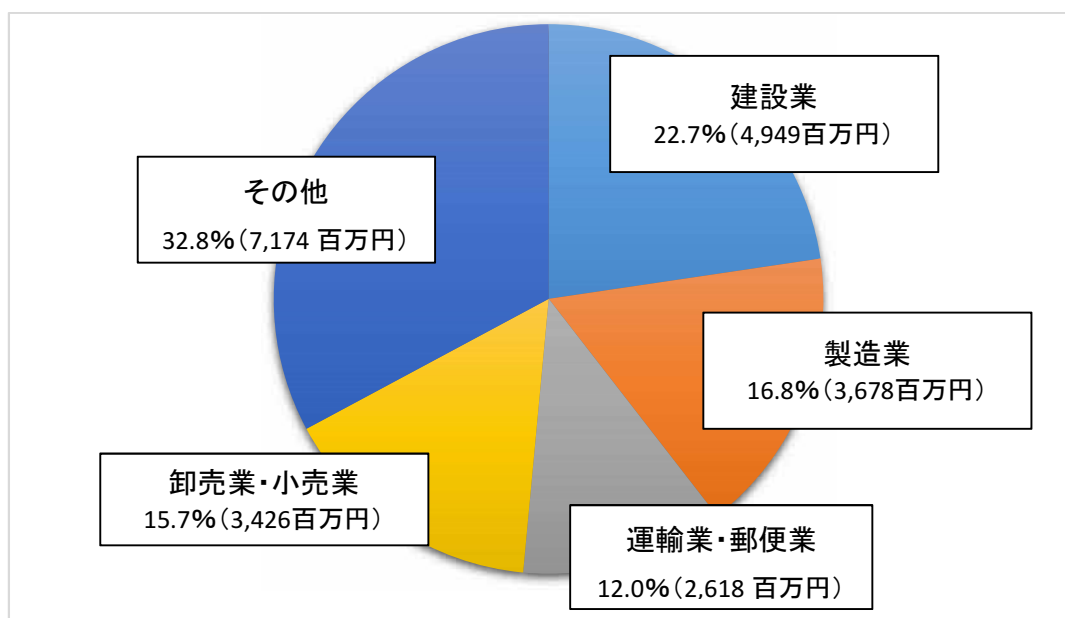
※ひがし北海道…北海道の東側の地域を指し、北海道の面積の約4割を占める5振興局60市町村（上川14、十勝19、釧路8、根室5、オホーツク14）にまたがる広大な地域のこと。

(オ) 工業

工業は、建設業と製造業が盛んであり、令和3年経済センサス活動調査によると、釧路町における建設業の産業分類別付加価値額の割合は22.7%、事業所数は160事業所、従業者数が1,266人となっている。（図表-2）また、製造業の同付加価値額の割合は16.8%、事業所数は29事業所、従業員数は529人となっており、町内の重要な産業となっている。

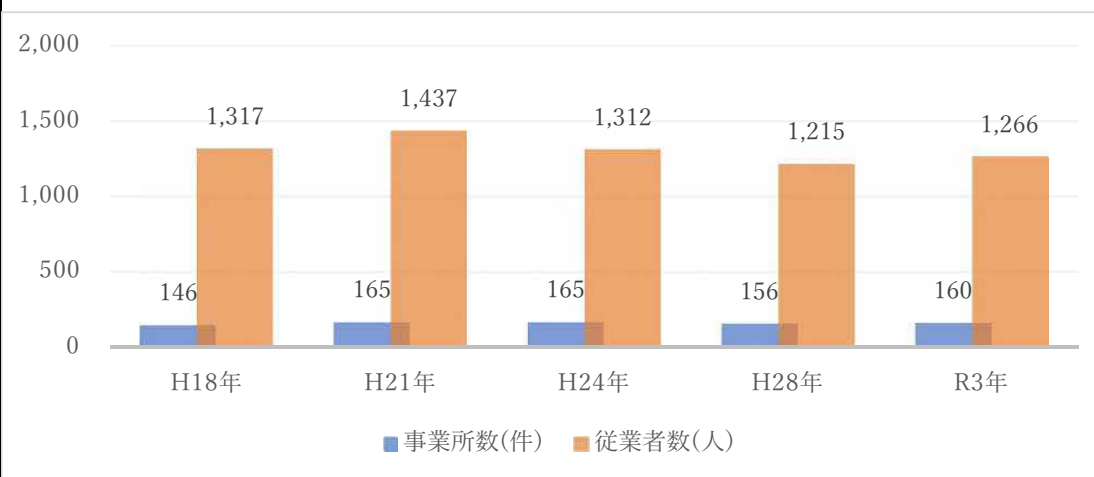
（図表-3）また、製造業の中でも食料品製造業、金属製品製造業が多数を占めている事が特徴である。（図表-4）

図表-1 釧路町の産業分類別の付加価値額の構成割合



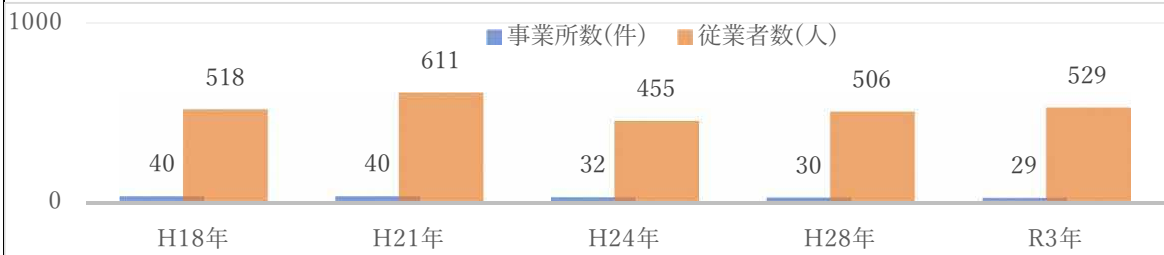
資料：(R E S A S 地域経済分析システム)

図表-2 釧路町の建設業の事業所数、従業者数の推移



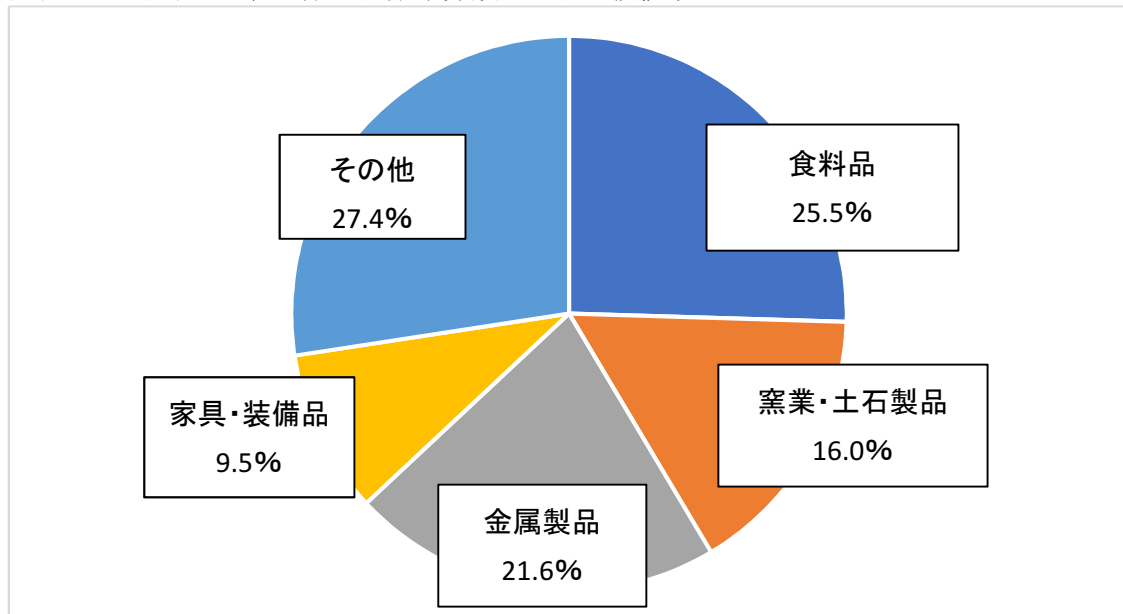
資料：総務省「2020年工業統計調査」、「令和3年経済センサス-活動調査-」

図表-3 釧路町の製造業の事業所数、従業員数の推移



資料：総務省「平成 18 年工業統計調査」、「平成 21 年工業統計調査」、
「平成 24 年工業統計調査」、「平成 28 年工業統計調査」、
「令和 3 年経済センサス-活動調査-」

図表-4 釧路町の製造業の産業中分類別 付加価値額



資料：(R E S A S 地域経済分析システム)

(カ) 観光

観光列車として、春季～秋季にかけて「くしろ湿原ノロッコ号（釧路駅―塘路駅）」が、冬季には「SL 冬の湿原号（釧路駅―標茶駅）」がそれぞれ町内各駅を經由して運行されており、窓辺から釧路湿原を満喫できる観光列車として人気を博している。また、釧路湿原国立公園内にある「細岡展望台」には多くの観光客が訪れ、同湿原内には「達古武オートキャンプ場」もあり、釧路川でカヌーによる川下りも楽しむことができる。厚岸霧多布昆布森国定公園内には「キトウシ（来止臥）野営場」があり、多くの利用がある。

(人口分布の状況)

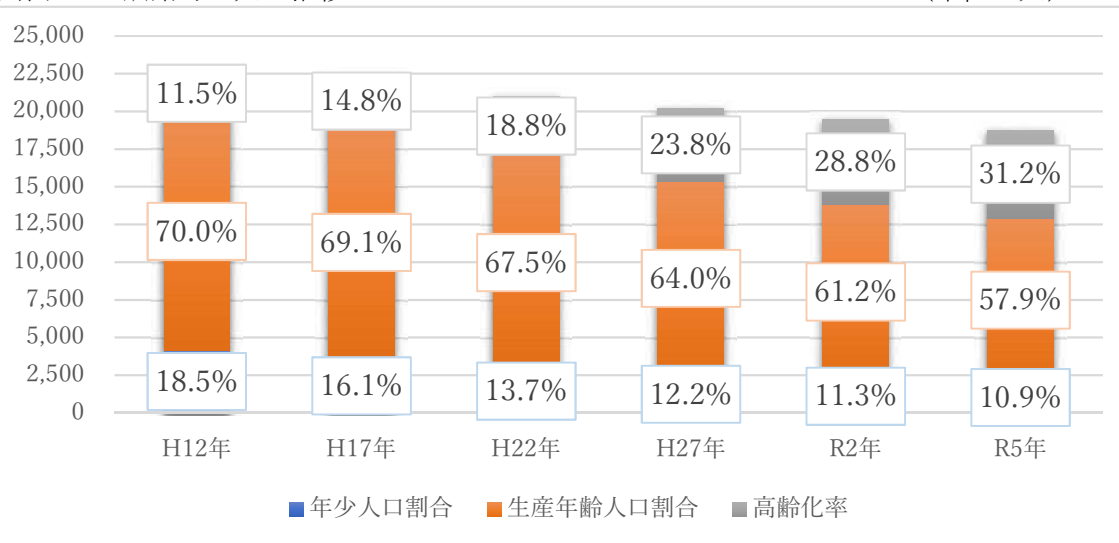
令和 6 年 2 月末時点での人口は 18,588 人となっている。（住民基本台帳）

平成 12 年 3 月末時点の同人口は 22,495 人であったが、それ以降は地域内の少子高齢

化の進行と、高校卒業後の大学・専門学校等への進学や就職に伴う転出超過などの要因による人口減少が続いており、町内の商工業事業所においても人材確保に苦慮している。このことから、教育機関と連携した UIJ ターンの推進や働き方改革推進に向けた企業の受入れ態勢の構築を図るとともに、関係機関と連携した人材確保及び定住化に向けた各種支援の実施、学生を対象とした町内事業所への現場体験事業を行うことで町内企業の魅力発信と雇用の確保を図る（図表-5）

図表-5 釧路町の人口推移

（単位：人）



	H12 年	H17 年	H22 年	H27 年	R2 年	R5 年
0～14 歳	4,163	3,591	2,884	2,470	2,196	2,047
15～64 歳	15,755	15,434	14,167	12,910	11,647	10,862
65 歳以上	2,577	3,317	3,952	4,803	5,604	5,852
総人口	22, 495	22, 342	21, 003	20, 183	19, 447	18, 761
年少人口割合	18. 5%	16. 1%	13. 7%	12. 2%	11. 3%	10. 9%
生産年齢人口割合	70. 0%	69. 1%	67. 5%	64. 0%	59. 9%	57. 9%
高齢化率	11. 5%	14. 8%	18. 8%	23. 8%	28. 8%	31. 2%

※年少人口：0～14 歳、生産年齢人口：15～64 歳、高齢人口：65 歳以上

資料：住民基本台帳

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

（1）目指すべき地域の将来像の概略

当町は、農林水産業の第一次産業、建設業や食料品製造業、木材加工業、金属加工業を

中心とした第二次産業、卸売業や小売業を中心とした第三次産業が、それらに関連する産業とともに発展し、その中で様々な技術力が培われてきた。また、釧路湿原国立公園と厚岸霧多布昆布森国立公園の 2 つの自然公園をはじめとする豊かな自然環境を有し、冷涼な気候であることから、観光客も多数訪れる。加えて、令和 3 年には「ゼロカーボンシティ」を宣言し、脱炭素社会へ向けて太陽光設備の導入促進による再生可能エネルギー利用により自然環境へ配慮した地域でもある。

当町において目指す地域の将来像は、豊富な地域資源、蓄積された技術力などの地域の特性を最大限に活かし、既存産業の強化、新事業の創出、観光客や企業の誘致などにより、域外からの外貨の獲得や、それを域内で循環させながら消費と投資を拡大させ、付加価値を更に高める仕組みを構築し、地域経済の好循環を推進することで、企業から永らく「選ばれ続けるまち」となることである。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	一百万円	198 百万円	—

(算定根拠)

- ・ 1 件あたり平均 47 百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 3 件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で 1.4 倍の波及効果をもたらし、促進区域で約 198 百万円の付加価値を創出することを目指す。
- ・ 198 百万円は、促進区域の全産業（公務を除く）の付加価値額 33,149 百万円（令和 3 年経済センサスー活動調査）の約 0.6%である。
- ・ また、KPI として、地域経済牽引事業の新規事業件数、地域経済牽引事業の新規雇用者数を設定する。

【任意記載の K P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の新規事業件数	—	2 件	—
地域経済牽引事業の新規雇用者数	—	2 人	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件をすべて満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿

った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が4,611万円（北海道の1事業所あたり平均付加価値額（令和3年経済センサスー活動調査）を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者の売上高が開始年度より9%以上増加すること。
- ②促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度より10%以上もしくは1人以上増加すること。

なお、(2)(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

本計画においては、重点促進区域を定めない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①セチリ太地区の商業集積を活用した卸売・小売関連分野
- ②釧路町の地場産品を活用した食料品製造関連分野
- ③釧路町の建設業・金属製品産業等の高い工業技術の集積を活用したものづくり関連分野
- ④釧路町の特性を活かした再生可能エネルギーを活用し、自然環境に配慮した環境・エネルギー関連分野
- ⑤釧路湿原国立公園・厚岸霧多布昆布森国定公園の自然環境を活かした観光関連分野

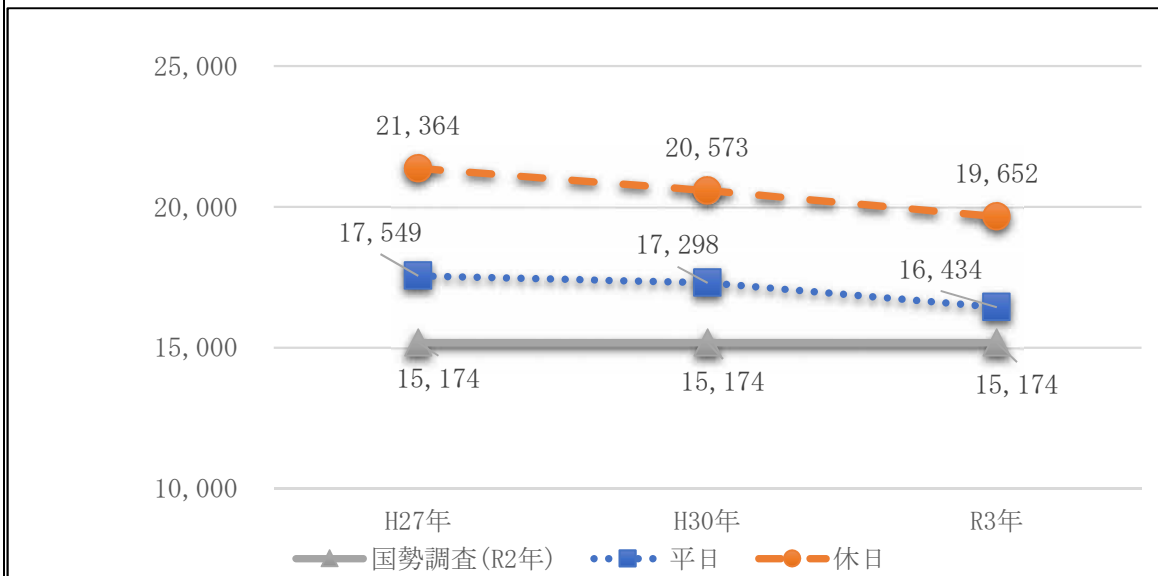
(2) 選定の理由

- ①セチリ太地区の商業集積を活用した卸売・小売関連分野

当町の西端で釧路市に隣接するセチリ太地区は、大型商業施設の進出によりひがし北海道有数の商業ゾーンが形成され、令和5年の基準地価調査にて「釧路町木場」が根釧管内商業地で2年連続1位となる等、卸売業・小売業を中心として発展を遂げている。同地区への町外企業の進出は続いており、町全体の約6割の事業所・人口が同地区に集約されていることから、休日には町内外の買い物客でにぎわいに溢れ、滞在人口率も道内で上位に位置している（図表-6、図表-7）。

図表-6 セチリ太地区の滞在人口の推移（14時・月平均）

（単位：人）



資料：（R E S A S 地域経済分析システム）

図表-7 セチリ太地区の滞在人口率と道内順位の推移（14時・月平均）

	平均値（月）	H27年	H30年	R3年
平日	滞在人口率	1.16 倍	1.14 倍	1.08 倍
	道内順位	102 位	79 位	77 位
休日	滞在人口率	1.41 倍	1.37 倍	1.30 倍
	道内順位	16 位	14 位	12 位

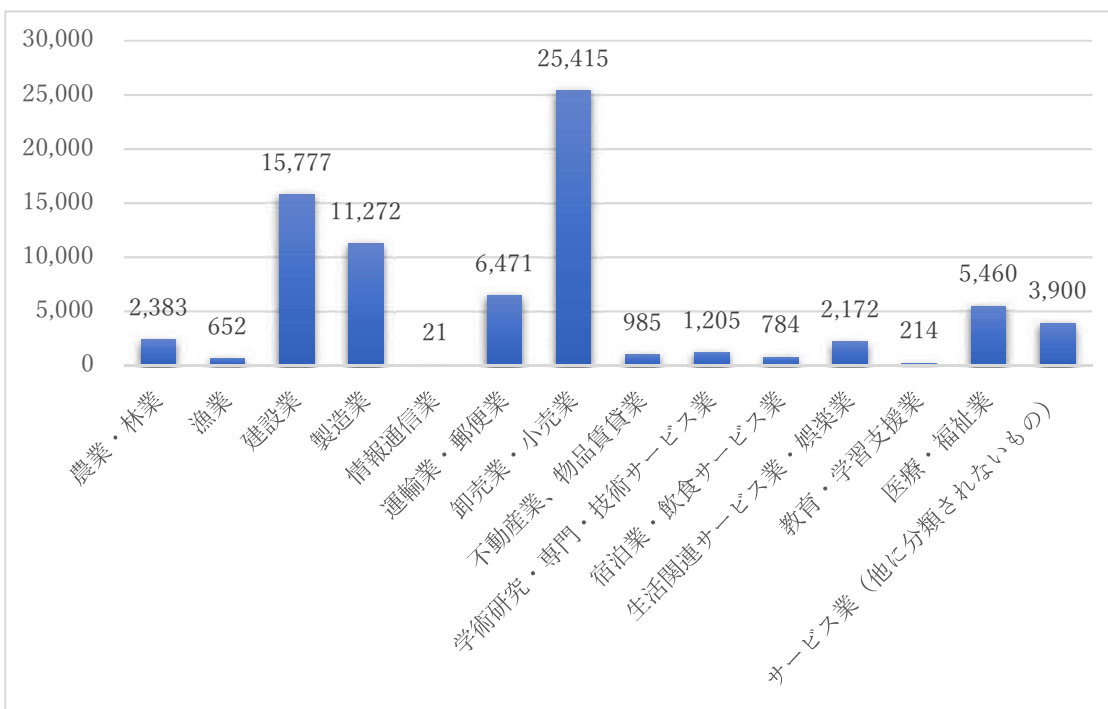
※順位は道内 179 市町村(H27-R3)のランキング

資料：（R E S A S 地域経済分析システム）

また、卸売業・小売業の企業単位の売上高（令和3年）は25,415百万円で町の全生産額の33.1%（図表-8）、付加価値額は3,426百万円で同15.7%（図表-9）ものシェアを占めており、域外から外貨を稼ぐための重要な役割を担っている。

図表-8 釧路町の産業分類別の売上高（企業単位）

（単位：百万円）

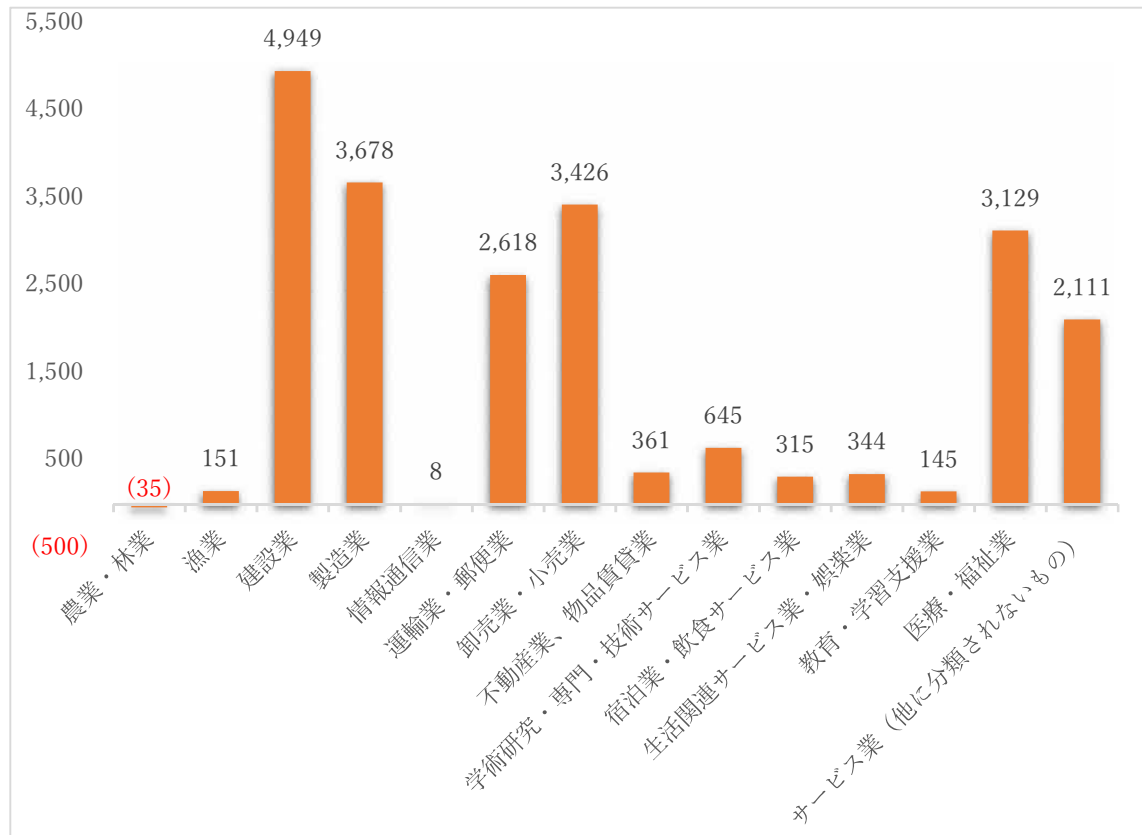


※上記以外の産業分類については秘匿値及び数値不明のため本グラフに未掲載。

資料：総務省・経済産業省「令和3年経済センサスー活動調査」

図表-9 釧路町の産業分類別の付加価値額（企業単位）

（単位：万円）



※上記以外の産業分類については秘匿値及び数値不明のため本グラフに未掲載。

資料：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」

当町では、セチリ太地区の集客性や高い利便性を活かし、付加価値の高い商品の供給や販路拡大支援により町内事業所の稼ぐ力を向上させるとともに、集客性の高い魅力ある企業の誘致を推進し地域全体の付加価値額の増加につなげていく。

②釧路町の地場産品を活用した食料品製造関連分野

当町は漁業が盛んである。令和3年における年間生産高は3,508 tに上り、特に仙鳳趾産のカキについては釧路総合振興局内で37.1%、北海道内でも18.4%のシェアを有している（図表-10）。加えて、昆布森産の昆布については、イタリアのミラノ国際博覧会（平成27年）に出展し、北海道から唯一「本場の本物」にも選ばれた「さおまえ昆布」をはじめ、醤油や塩といった加工品の製造にも取り組み、国内外で好評を得ている。

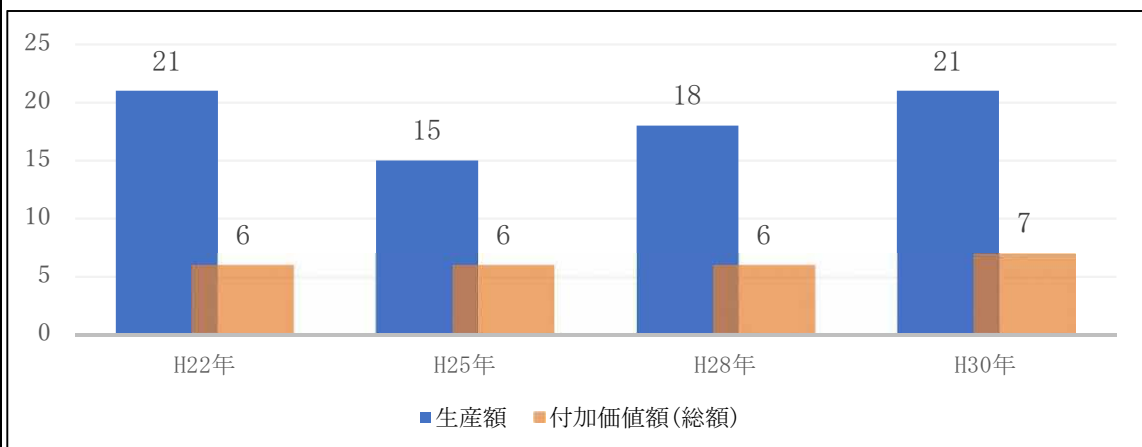
図表-10 釧路町の主要魚種・全魚種の生産高、それらの釧路総合振興局及び北海道の合計生産高に占める割合 (単位：トン、%)

魚種名	生産高			生産高に占める釧路町の割合	
	釧路町	釧路総合振興局	北海道計	釧路総合振興局内	北海道内
さけ・ます	560	1,903	86,690	29.4%	0.6%
かれい類	75	905	20,685	8.3%	0.4%
かに類	12	215	5,107	5.6%	0.2%
うに類	3	15	534	20.0%	0.6%
えび類	27	77	963	35.1%	2.8%
ほっき貝	28	1,017	4,378	2.8%	0.6%
かき類	148	399	805	37.1%	18.4%
つぶ類	141	1,245	4,782	11.3%	2.9%
昆布	452	2,156	11,106	21.0%	4.1%
その他	1,066	180,759	1,015,873	0.6%	0.1%
合計	2,512	188,691	1,150,923	1.3%	0.2%

資料：北海道水産林務部「令和4年北海道水産現勢」

また、野菜栽培を中心とした農業も盛んであり、町内農作物の生産額と付加価値額は年々増加傾向にある（図表-11）。特に大根は「ほくげん大根」としてブランド化され、釧路1市場・関東7市場・東海1市場・近畿3市場・四国1市場の計13市場に出荷される等、その品質の良さは道外市場でも評価されており、道東地方でも有力な生産地としての地位を確立している。

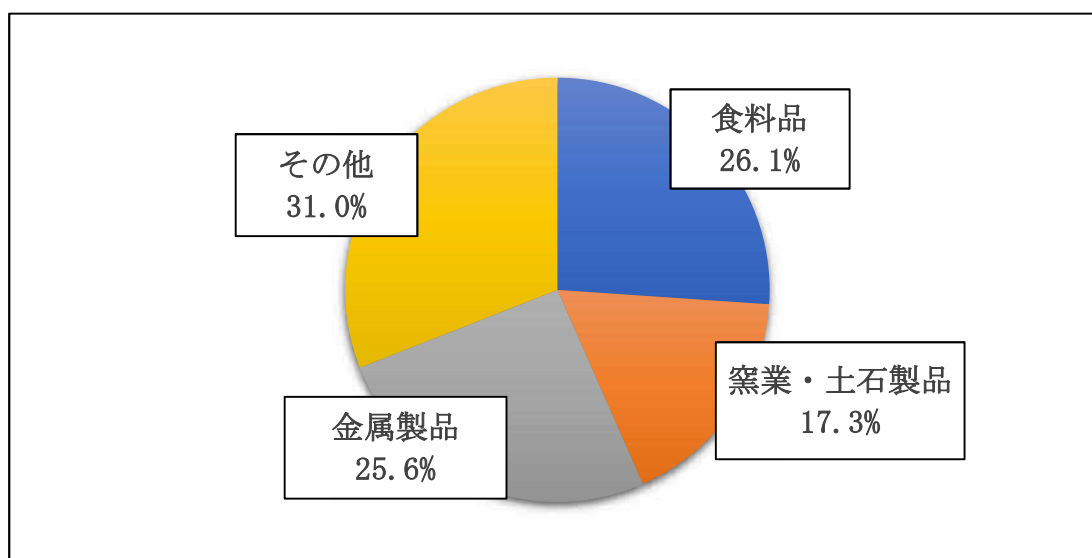
図表-11 釧路町の農作物の生産額、付加価値額（総額）の推移 (単位：億円)



資料：環境省「地域産業連関表」、「地域経済計算」

これら漁業・農業を背景とする豊富な農水産物資源を活かした食料品製造業は、従業者数が令和3年経済センサス活動調査によると210人（製造業全体の39.7%）、製造品出荷額等出荷額が3,233百万円（同26.1%）に上り（図表-12）、釧路町の重要な産業である。

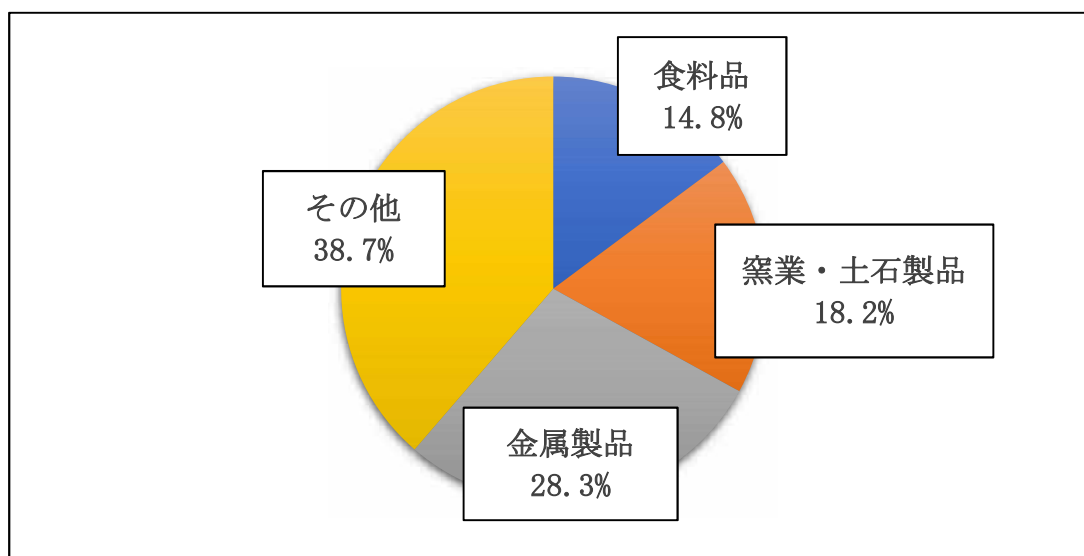
図表-12 釧路町の製造品出荷額等の構成割合



資料：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス活動調査」

しかしながら、付加価値額については637百万円（製造業全体の14.8%）となっており、地域の優良な第一次産業資源を既存の第二次産業が最大限に活用できていない状況となっている（図表-13）。

図表-13 釧路町の製造品付加価値額の構成割合



資料：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス活動調査」

このような状況の中、当町では令和3年より標茶町と互いの特産品を活かしたブランド化推進協定を締結し、翌令和4年には「北海道釧路町・標茶町広域連携ブランド化推進調査研究会」を発足させ、「未利用海藻の飼料化」「実験海藻餌がもたらす牛のメタン排出抑制効果実証実験」「海藻を給与した牛の商品・製品化に向けた検討」を主課題に調査研究を進めてきた。町産雑海藻「ホンダワラ」や「スジメ」を餌に、標茶町の牧場で肉牛を肥育した結果、牛のゲップによるメタンガスの排出抑制効果は見られなかったものの、肥育牛の多くにみられる肝疾患が無く、アニマルウェルフェアの観点からブランド化に向けた期待が寄せられており、引き続き研究を重ね未利用資源の商品化を目指している。

また、当町では固定資産税の減免や補助金交付等を盛り込んだ「釧路町工業等振興条例」を平成21年度より施行し食料品製造業者の誘致に取り組んでおり、令和6年2月末時点で3社の誘致に結び付いている。

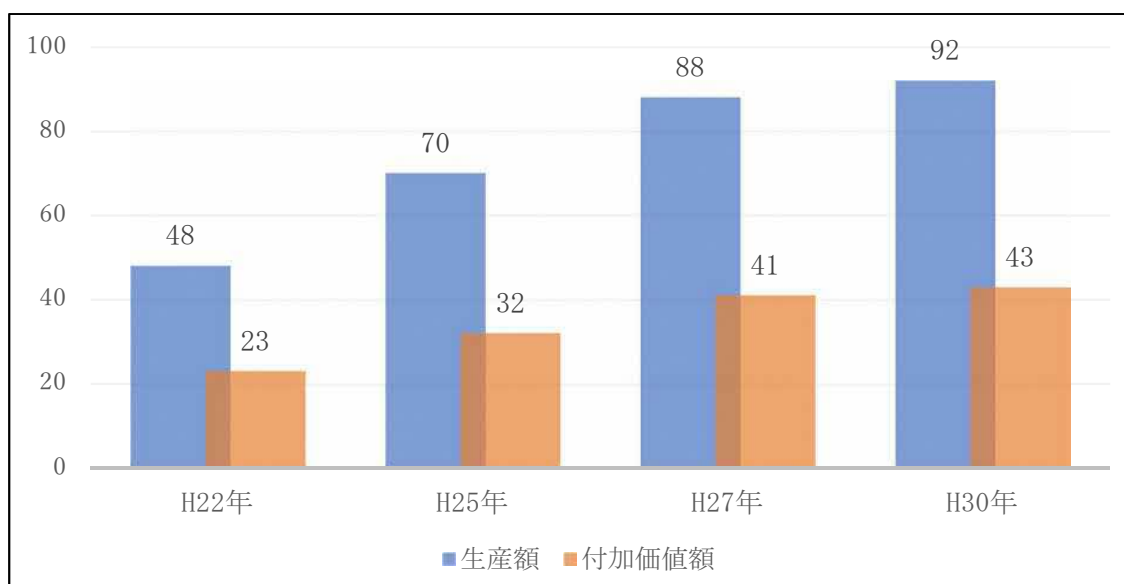
今後については、引き続き企業誘致に注力していくことと並行して、令和6年度より特産品の開発を支援することにより、地元の優良な農水産物を活用した特産品の開発促進及び未利用資源の利活用推進を図り、産業間の連携強化による食料品製造分野の付加価値と生産性の向上を通じて地域の稼ぐ力を高めるとともに、関連産業にも経済的波及効果が及ぶことを目指す。

③釧路町の建設業・金属製品産業等の高い工業技術の集積を活用したものづくり関連分野

当町の工業分野の強みは建設業と製造業であり、その生産額・製造品出荷額等・付加価値額については年々増加傾向にある（図表-14、図表-15）。

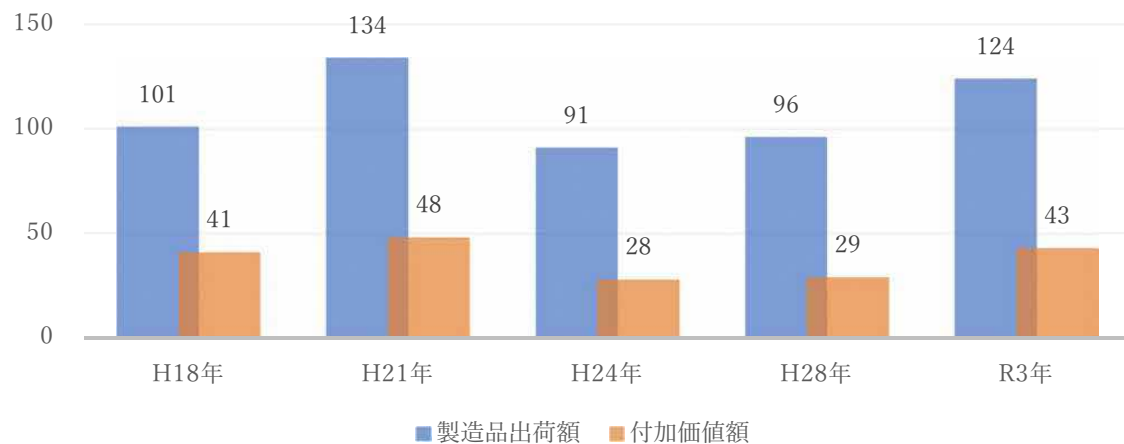
図表-14 釧路町の建設業の生産額、付加価値額の推移

（単位：億円）



資料：環境省「地域産業連関表」、「地域経済計算」

図表-15 釧路町の製造業の製造品出荷額等、付加価値額の推移 (単位：億円)



資料：経済産業省「平成 18 年～平成 21 年工業統計調査」、
総務省、経済産業省「平成 24 年～令和 3 年経済センサス-活動調査」

令和 3 年経済センサスによると上記 2 業種のうち、建設業については事業所数が 160 事業所、従業者数が 1,266 人、製造業については事業所数が同統計調査で 29 事業所、従業者数が 529 人と雇用の受け皿にもなっている。

当町内には、最新設備を多く導入し地域で永年培われた技術と実績を買われ北海道北広島市に建設されたエスコンフィールド HOKKAIDO の新築工事の一部（大型ビジョンの土台の鉄骨）を担当した建設業者や、道産材など地域材を活用してきた木造建築の実績とノウハウを活かした幅広い製品を手掛け「ウッドデザイン賞」を複数回受賞した木材・木製品製造業者等、優れた工業技術を有する企業が多く存在している。

このような町の特性を更に強化するため、②で前記した「釧路町工業等振興条例」の他「中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画」を平成 30 年に施行し、これらの産業の新規立地や規模拡大の際の設備投資等において一定要件を満たした場合に固定資産税の課税を免除する措置を講じてきた。

今後についても、当町の建設業・製造業の高い工業技術の集積を活かし、先端設備産業及びその関連産業といった今後の市場拡大が見込まれる企業の誘致による既存産業との連携によるイノベーションの機会創出を図り、町内事業者の稼ぐ力を向上させ、地域全体の付加価値額の増加につなげていくことで「選ばれ続けるまち」を目指す。

④釧路町の日照時間等の特性を活かした再生可能エネルギーを活用し、自然環境に配慮した環境・エネルギー関連分野

町には、釧路湿原国立公園と厚岸霧多布昆布森国立公園の 2 つの自然公園があり、森林面積（18,548ha）が土地面積（25,415ha）の 73.0%を占める等、大自然に恵まれた地域である。

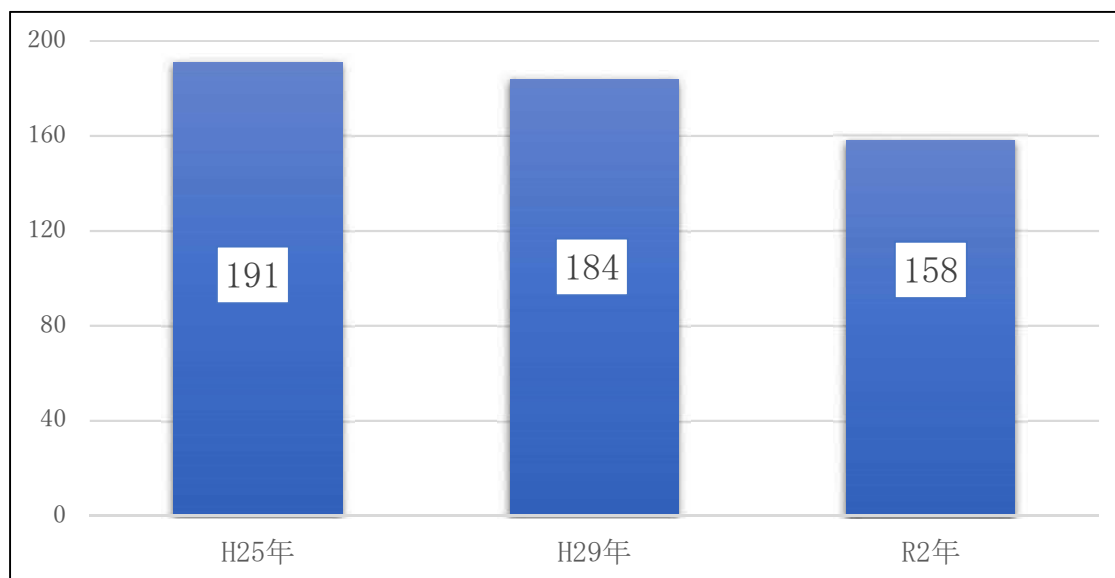
町では、この豊かな自然と末永く共生していくために、令和 3 年に「釧路町 2050 ゼロカーボンシティ宣言」を行い脱炭素実現への取組方針を策定した。この取組みに先駆けて、

平成 30 年に施行された「中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画」により、再生可能エネルギー事業者の誘致を進めており、令和 6 年 2 月末時点で 9 件 796.8 億円の太陽光設備導入に係る固定資産税の課税を免除する措置を講じてきた。なお、一部の太陽光設備においては、釧路湿原国立公園の普通地域内（町有地）に設置されているが、周辺生態系への影響調査を実施しているとともに、環境省指示の下環境保護団体と調整を重ね事業の承認を得ており、自然環境に限りなく配慮したかたちでの設置となっている。

また、令和 5 年には釧路市・釧路信用金庫と連携して「デコ活（※）くしろ三者一斉宣言」を行い、従前より進めてきた太陽光発電システムの導入促進の他、再エネ省エネ機器の導入推進を図る取組みを進めており、人口減少に伴う自然減があるものの、温室効果ガス（CO2）排出量の削減が進んでいる（図表-16）。

図表-16 釧路町の温室効果ガス排出量の推移

（単位：千 t-CO2）



※デコ活…二酸化炭素（CO2）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と環境に良いエコ（Eco）を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉のこと。

資料：釧路町環境生活課

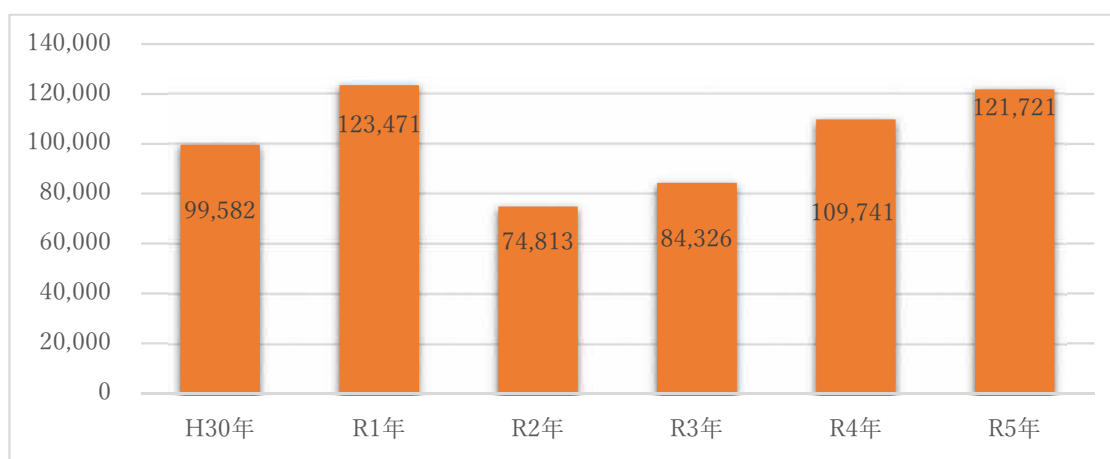
以上により、今後については地域内での再生可能エネルギーの自給自足体制を早期構築しゼロカーボンへの取組みを引続き進めていくとともに、これら資源を活用する産業への投資を推進していくことで地域事業者の稼ぐ力を向上させ、地域全体の付加価値額の増加及び地域経済の好循環化につなげていく。

⑤釧路湿原国立公園・厚岸霧多布昆布森国定公園自然環境優位性を活かした観光関連分野
当町は、④で述べた 2 つの自然公園を有する環境資源に恵まれた地域である。中でも釧路湿原国立公園内にある「細岡展望台」は、どこまでも広がる湿原の中を大きく蛇行する釧路川と阿寒の山々を一望できる展望台として「旅好きが選ぶ！日本人に人気の展望台&公園ランキング 2020（トリップアドバイザー(株)調査）」で展望台部門の第 1 位に輝き、年間で多くの観光客が訪れる湿原ビューポイントである（図表-17）。また、同湿原内には「達

古武オートキャンプ場」が、厚岸霧多布昆布森国定公園内には「キトウシ（来止臥）野営場」があり、自然体験型の観光要素を備えている。他方、十勝の広尾町から根室市のノサップ岬まで続く全長 321km の海岸線は「北太平洋シーサイドライン」と称され、又飯時から仙鳳趾までの約 40km が町の海岸線で、雄大なカーブを描く美しい景色や奇岩を見ることができる景勝地となっているとともに、道中ではアイヌ語由来の多くの難読地名が広がり、アイヌ文化の面影が残る歴史ある地域でもある。

図表-17 細岡展望台の入込客数推移

（単位：人）



資料：釧路町商工労働観光課

一方で、このような自然環境資源の存在があるものの宿泊施設が民宿数軒に留まる等宿泊施設及び観光産業の担い手不足が課題となっている。

この状況を打開すべく②で述べた「釧路町工業等振興条例」の施行（H21 年～）により宿泊業の誘致に対し固定資産税の課税免除と一定の条件下にて補助金を交付する措置を講じており、令和 3 年度に 1 件の誘致に結び付いた。また、観光産業の担い手不足については①で述べた釧路町産業振興戦力会議の事業の一環として令和 3 年度から「観光人材育成支援事業」を行い、令和 5 年度までの 3 年間で延べ 46 人のアウトドアガイド・自然観光ガイド育成の支援を実施してきた。加えて、町内小中高校でのアイヌ文化学習講座や修学旅行先での町 PR に向けた観光情報発信学習等の文化・観光教育を実施し、若年層より観光人材の育成を行っている。

今後については、道東自動車道開通によるアクセスの向上と併せ自然景観等の観光資源の優位性を十分に活かしながら、釧路町観光協会等関係団体及び釧路管内の様々な観光振興協議会と連携して広くひがし北海道・道東・釧路圏として観光振興を推進し、地域内の消費拡大に努め積極的に外貨を獲得することで、観光関連事業者の稼ぐ力を向上させ付加価値額の増加と雇用拡大につなげていく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」に記載のような当町の特性を活かした地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。

事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や当町にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①釧路町工業等振興条例

当町では、工業等の振興を促進するため、町内に事業所を新設又は増設する者に対し助成の措置（上限 1,500 万円）や固定資産税の課税免除（3 年間）を行い、町の産業の振興と雇用の拡大を図り、活力あるまちづくりを推進している。本条例については、社会情勢を踏まえ、より利便性の高い条例となるよう適宜見直し・拡充を図る予定である。

②中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画

当町では、時代の変化に対応した体制づくりと、創造性豊かなものづくりを推進するため、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、町内における先端設備の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を推進している。

③特定地域等における道税の課税の特例に関する条例に基づく課税免除措置

北海道では、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税等の課税免除措置に関する条例を制定しており、地域経済牽引事業の用に供する施設を設置した場合の不動産取得税及び道固定資産税について、課税免除を行っている。

④北海道産業振興条例に基づく助成措置

地域未来投資促進法の促進区域を北海道産業振興条例に基づく企業立地を促進するための助成の対象地域とし、工場、事業場等の施設の新設又は増設に対し助成を行う。

⑤特産品開発支援助成事業

町の第一次産品の活用を促進するため、特産品の開発又は改良及び販路拡大に向け事業を行うものに対して、必要な資金の一部を補助する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

釧路町でのデータの提供への取組

当町では、地域の事業者が地域経済牽引事業計画の策定にあたり必要とする情報のうち公表できる公共データについて、事業者の相談に応じ適宜提供する。また、インターネット公開の推進についても並行して行うよう努める。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

相談窓口の設置

北海道庁経済部産業振興局産業振興課内、釧路町役場商工観光課内に事業者の抱える

問題解決のための相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、庁内外関係部局と連携して対応していくものとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①賃上げ促進支援

北海道及び北海道経済産業局が主催する官民会議「北海道パートナーシップ構築宣言普及促進会議」の構成機関が連携し、同宣言の普及・促進に取り組み、適正な価格転嫁による中小企業の賃上げを推進する。

②DX化導入支援

商工会と連携を図り、DX推進セミナー等を実施し推進を図る。

③事業承継支援

釧路信用金庫、一般社団法人しんきん支援ネットワーク、商工会、釧路町による相談会やセミナーの実施により、町内事業所の事業承継に取り組んでいる。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和6年度 (初年度)	令和7年度 ～令和10年度	令和11年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①釧路町工業等振興条例	見直し・拡充	運用	運用
②中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画	運用	運用	運用
③特定地域等における道税の課税の特例に関する条例に基づく課税免除措置	運用	運用	運用
④北海道産業振興条例に基づく助成措置	運用	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
釧路町でのデータの提供への取組	データ提供準備	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
相談窓口の設置	基本計画の同意に併せた相談窓口の設置	運用	運用
【その他の事業環境整備に関する事項】			
①賃上げ促進支援	随時実施	随時実施	随時実施

②D X化導入支援	随時実施	随時実施	随時実施
③事業承継支援	随時実施	随時実施	随時実施

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、釧路町商工会、地域の大学としての公立大学法人釧路公立大学、包括連携協定締結先である学校法人北海学園北海学園大学、当地域に本支店を有する金融機関など、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に発揮し、連携支援の効果を最大限発揮する必要がある。このため、当町及び北海道では、これら支援機関との連携を更に強化しながら、地域経済牽引事業を伴走型で支援していく。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①釧路町商工会

昭和53年3月29日に設立され、令和5年3月末時点で327事業所の会員で組織された商工会法に基づく法人であり、会員商工業者への経営支援業務や地域福祉一般を振興する地域振興事業の展開のほか、経営発達支援を加えた各種支援活動を通じて、地元企業の伴走型サポートに取り組んでいる。

②公立大学法人釧路公立大学

釧路市に位置する大学であるが、当町を含む釧路管内8市町村による一部事務組合方式により運営される「地域の大学」である。経済学部において経済学科と経営学科があるほか、地域経済研究センターを有する大学であり、行政や地域金融機関等と様々な連携事業等を通じ、地域政策研究等を行っている。

③学校法人北海学園北海学園大学

札幌市にキャンパスを構える学術機関で、明治18年に設立、昭和27年に大学設置となった道内総合私立大学として最古最大の大学であり、5学部12学科からなる。当町とは「(1)釧路町における産業・経済・観光の振興に関する事項・(2)地域づくり及びまちづくりの推進に関する事項・(3)学生の教育活動に関する事項」において相互連携を図るべく令和元年に包括連携協定を締結している。同大学経済学部教員を中心に組織した「地域政策研究ユニット」が、当町と共同し地域政策創出のための「産学官」連携モデルの構築に努めている。

④釧路信用金庫、大地みらい信用金庫、釧路信用組合

各金融機関は「地域密着型金融機関」として地域経済の維持・発展のために、地域の事業者等の事業拡大や経営改善等を通じた経済活動の活性化をサポートし、その結果、更なる資金需要が発生するという好循環のサイクルを構築し、地域の成長を実現すべく取

組んでいることから、協力を得ることが可能である。

⑤公益財団法人釧路根室圏産業技術振興センター

釧路工業技術センター（釧路市）を有し、釧路根室圏における中小企業等の技術力の向上、新製品・新技術の開発、販路拡大、事業化等に対する支援、人材育成、産業間・産学官の連携の推進など、総合的な産業支援施策を展開しており、地域の産業振興と発展に寄与している。当町は、平成 14 年の設立以来、賛助会員として参画している。

⑥北海道国際流通機構

町内外への販路開拓支援と並行して、令和 5 年度より北海道国際流通機構への参画を通じて輸出支援情報の提供など、国外のみならず海外への販路開拓に向けたサポートを実施してきた。また、令和 2 年度より異業種間交流を目的とした「釧路町産業振興戦力会議」を設立し、産業間連携強化によるイノベーションの創出及び付加価値向上に向け施策を展開している。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（１）環境の保全

事業者が新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行う。地域経済牽引事業の活動においては環境保全に留意し、地域社会との調和を図っていくものとする。特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

自然公園法に規定する国立・国定公園区域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等における地域経済牽引事業の実施に当たっては、関係機関及び自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聞くなどして、これらの多様な野生動植物の生息・生育や自然環境の保全に十分配慮し、希少種の生息等への影響がないように実施する。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の脱炭素社会の実現について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

（２）安全な住民生活の保全

地域の安全と平穩の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発等により住民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携を図っていく。

住民生活及び企業の事業活動の安定のため、災害の予防対策、住民の防災意識の啓発など災害に強い地域づくりを推進するとともに、犯罪及び事故防止に向け、住民の理解を得ながら企業の事業所付近の安全確保や地域の安全活動を推進するため、警察、自治体、防犯協会等関係機関と連携し、地域住民等が行う防犯活動等の推進に努める。

(3) その他

P D C A体制については、釧路町商工観光課を中心とした関係部局による会議を毎年度 1 回開催し、本計画及び承認地域経済牽引事業計画の実施状況を取りまとめ、効果の検証と事業の見直しについて検討する。また、必要に応じ、支援機関の助言を求める。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画においては、土地利用の調整を行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和 11 年度末日までとする。